

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ににおける電話相談のお知らせ

日時
▼11月17日(月)～21日(金) 8時30分～19時
▼11月22日(土)・23日(日) 10時～17時

相談内容

女性の権利問題に関するあらゆる相談（夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシャル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力、ストーカー行為、女性差別、離婚問題等の家庭内問題等）※予約不要、無料、秘密厳守

電話番号

■ 全国統一電話番号
☎ 0570-070-810

ナビダイヤル（携帯電話可）一部IP電話からは接続できません。

相談担当者

人権擁護委員および法務局職員

詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ

■ 松山地方法務局
☎ 089-932-0888

最低賃金改正のお知らせ

愛媛県労働局では、県内すべての労働者に適用される

「愛媛県最低賃金」を改正し、10月12日から施行することとしました。

この決定により、10月12日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間680円以上としなければなりません。

問い合わせ

愛媛労働局 賃金室

■ 宇和島労働基準監督署
☎ 089-935-5205
☎ 089-522-4655

松山地方法務局 からのお知らせ

法務局では、10月1日から登記相談の予約を開始しました。

問い合わせ

松山地方法務局宇和島支局

では、お待たせすることなく登記相談をご利用いただけるよう、10月1日から予約を受け付けることいたしました。

登記相談を利用する場合は、あらかじめ電話または窓口にお越しの上、ご予約願います。

問い合わせ

■ 松山地方法務局
宇和島支局
(不動産登記に関する相談)

■ なまこね
☎ 089-932-0888

予約受付電話番号

■ 松山地方法務局
宇和島支局
☎ 089-522-0770

法人登記部門
(各種会社・法人登記に関する相談)
☎ 089-932-0888

11月1日～30日は労働保険適用促進強化期間です

「労働者はもちろん、その人の家族も守ること、それが労働保険の目的です。一人でも雇つたら、入ろう。労働保険」正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇つている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的な広報活動など労働保険の加入促進に努めています。

労働者を雇用しているのに、まだ労働保険に加入されていない場合は、すぐに加入手続きをしてください。

■ 愛媛労働局労働保険徴収室
☎ 089-935-5202
宇和島労働基準監督署
☎ 089-522-4655

問い合わせ

■ 松山地方法務局
宇和島支局
(不動産登記に関する相談)

■ なまこね
☎ 089-932-0888

予約受付電話番号

■ 松山地方法務局
宇和島支局
☎ 089-522-0770

その対応については色々な角度からアプローチが試みられているものの、なかなか成果があげられず、年々増加している状況にあります。そこで、児童養護施設に対する理解や、親の思いなどについて体験談を語っていただき、児童虐待防止の一助として、講演会を開催することになりました。ぜひ、皆様の参加をお願いします。

■ 松山市総合福祉センター
4階 大ホール
11月29日(土)
10時～11時50分
場所
日時
講師 東北福祉大学教授
草間 吉夫氏
演題 「私の歩んできた道」
対象 保護者・児童福祉関係者・児童福祉に関心のある方
参加費 無料
問い合わせ
■ 参加希望の方は、11月18日火までに、参加申込書により、FAXで申込みください。
社会福祉法人
宇和島厚生協会
こども家庭支援センターみどり
☎ 089-526-2282

法人設立60周年記念 児童虐待防止講演会

最近、児童虐待が社会問題としてクローズアップされ、

参加希望の方は、11月18日火までに、参加申込書により、FAXで申込みください。

問い合わせ

社会福祉法人
宇和島厚生協会
こども家庭支援センターみどり
☎ 089-526-2282